

特定一般教育訓練給付金制度

厚生労働省 「特定一般教育訓練給付金制度」とは？

速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援するため、一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定する講座を受講した場合に、支払った学費の40%（上限20万円）が支給される雇用保険の給付制度です。

対象者

以下のいずれに該当する方

1. 雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間が3年以上の方
2. 雇用保険の被保険者資格喪失（退職日）から1年以内で支給要件期間が3年以上の方（※初回に限り被保険者期間が1年以上で可）

※ご自身が支給対象者かどうかのご確認は、お住いの地域を管轄するハローワークにお問い合わせください。

支給額

特定一般教育訓練給付を受けて修了した場合、支払った学費の40%（上限20万円）をハローワークから支給します。

受給するには「訓練前キャリアコンサルティング」の受講が必須です。